

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(財政課) 三

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課)

四

○職員給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)

九

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ()

一〇

○知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 ()

一〇

○埼玉県税条例の一部を改正する条例 ()

一〇

○埼玉県統計調査条例 ()

一〇

(統計課)

○埼玉県個人保護条例の一部を改

正する条例

(県政情報センター)

○埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年課)

一三

○埼玉県立大学条例の一部を改正する条例 (保健医療政策課)

一五

○埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (政策調査課)

一六

○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課)

一六

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ()

一七

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)

一七

規則

○埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)

一七

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 ()

一七

則の一部を改正する規則

(環境政策課)

二〇

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)

二二

○学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ()

二四

○学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 ()

二四

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)

二四

管理規程

○埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程 ()

二四

○埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程 ()

二五

○埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 ()

二五

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (川越比企振興)

二五

○川越比企振興東松山事務所 ()

二六

○西部振興 ()

二六

○利根振興 ()

二七

(税務課) 二七

○埼玉県川口地方庁舎外十一施設で使用する電気の購入に関する落札結果 (管財課)

二七

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (NPO活動推進課)

二七

○草加都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

二八

○荒川中部土地改良区の役員就退任届 (大里農林)

二八

○土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課)

二九

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

三四

○県道片柳川越線の区域の変更 (川越県土)

三四

○県道川越北環状線の区域の変更 ()

三五

○県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更 ()

三五

○県道川越上尾線の区域の変更 ()

三六

○県道川越上尾線の供用の開始 ()

三六

○県道川越越生線の区域の変更 ()

三六

○県道川越越生線の供用の開始 ()

三七

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

三七

○ (東松山県土)

三八

様式第8号（第5条関係）

店舗型異性紹介営業廃止届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

店舗型異性紹介営業を廃止したので、埼玉県青少年健全育成条例第17条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止した店舗型異性紹介営業施設の名称	
廃止した店舗型異性紹介営業施設の所在地	
廃止年月日	年 月 日

附 則

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四百号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第二号中「別表第一第二十五号」を「別表第一第三十一号」に改め、同項第二十二号を削り、同項第二十一号中「別表第一第二百四十六号」を「別表第一第四百五十三号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「別表第一第三百一十一号」を「別表第一第四百二十二号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「別表第一第三百四号」を「別表第一第四百五号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「別表第一第二百九十四号」を「別表第一第三百九十四号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「別表第一第二百八十三号」を「別表第一第三百七十四号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「別表第一第二百五十二号」を「別表第一第三百三十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「別表第一第二百四十三号」を「別表第一第三百二十一号」に、「バリウム」を「バナジウム」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「別表第一第二百三十二号」を「別表第一第三百九号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「別表第一第二百三十号」を「別表第一第三百五号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「別表第一第二百七号」を「別表第一第二百七十二号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「別表第一第一百七十八号」を「別表第一第二百四十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「別表第一第一百七十六号」を「別表第一第二百三十九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「別表第一第一百七十五号」を「別表第一第二百三十七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「別表第一第一百八号」を「別表第一第一百四十四号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「別表第一第一百号」を「別表第一第一百三十二号」に改め、同号を

同項第八号とし、同項第六号中「別表第一第六十九号」を「別表第一第八十八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「別表第一第六十八号」を「別表第一第八十七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第一第六十四号」を「別表第一第八十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第一第六十号」を「別表第一第七十五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 令別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
第五十二条第一項中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、同項第二十六号中「別表第二十一第七号」を「別表第二十一第五号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十七号中「別表第二十一第二十五号」を「別表第二十一第十八号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十八号中「別表第二十一第六十一号」を「別表第二十一第三十六号」に改め、同号を同項第二十六号とする。

第九十九条中「第九十九条第二項の」の下に「規定により適用しないこととする」を加え、「条例について、」を「区域について、同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

市町村	条例の規定
さいたま市	一 第四条、第八条、第二十条、第二十一条及び第五章第二節 二 第四十八条(第四十条及び第四十一条に係るものに限る。) 三 第六章(第百六条を除く。)及び第七章(第百十六条を除く。) 四 第百二十条及び第百二十一条(第二十条及び第五章第二節の規定並びに前号に掲げる規定に係るものに限る。) 五 第百二十二条(第二号に掲げる規定に係るものに限る。) 一 第六章第一節(条例別表第二第一号の表七の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。) 二 第六十一条及び第六十二条 三 第百二十条及び第百二十一条(前二号に掲げる
所沢市	

規定に係るものに限る。

別表第四第一号口の付表二の項中「さいたま市、」を削り、同表第三号口の表の備考五中「、さいたま市岩槻区」を削る。

別表第十五第一号中「さいたま市、」を削り、同号口中「川口市大字江戸袋及び大字東本郷」を「川口市江戸三丁目、江戸袋二丁目及び本蓮四丁目」に改める。

別表第十六第一号及び別表第十七中「さいたま市、」を削る。

別表第二十一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、第十四号を第八号とし、第十五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 コールタール

別表第二十一中第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 五塩化りん

十三 三塩化りん

別表第二十一中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十四号とし、第二十一号を第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六 シクロヘキサノン

十七 臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)

別表第二十一中第二十二号から第二十四号までを削り、第二十五号を第十八号とし、第二十六号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 炭化けい素(繊維状のものに限る。)

二十一 テトラヒドロフラン

別表第二十一中第二十七号から第二十九号までを削り、第三十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 パラニトロトルエン

別表第二十一中第三十一号から第三十八号までを削り、第三十九号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 オルトーフタロジニトリル

二十六 ふっ化けい素

別表第二十一中第四十号から第四十三号までを削り、第四十四号を第二十七号と

し、同号の次に次の一号を加える。

二十八 二―ブトキシエタノール

別表第二十一中第四十五号から第五十一号までを削り、第五十二号を第二十九号とし、第五十三号を削り、第五十四号を第三十号とし、第五十五号を第三十一号とし、第五十六号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 メチルターシャリーブチルエーテル

別表第二十一中第五十七号及び第五十八号を削り、第五十九号を第三十四号とし、第六十号を第三十五号とし、第六十一号を第三十六号とし、第六十二号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 りん化水素(別名ホスフィン)

別表第二十一中第六十三号を削り、第六十四号を第三十九号とする。

別表第二十四第一号中「さいたま市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第十五第一号ロの改正規定は公布の日から、第五十二条第一項及び別表第二十一の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五十二条第一項及び別表第二十一の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の取扱量その他の事項(以下「取扱量等」という。)及び平成二十三年度以降において報告すべき取扱量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき取扱量等及び平成二十二年度において報告すべき取扱量等については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十六号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とする。

4 この規則の施行前にさいたま市の区域内においてした行為については、改正前の第九十九条の規定は、なおその効力を有する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。